2026年9月25日
〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書
概　要

１．法人名等

法人名	学校法人津田塾大学
法人代表者	理事長　島田精一
担当部署	経営企画課
お問合せ先	042-342-5113

２．「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1.自律性の確保	「遵守」	1−1	「遵守」
		1−2	「遵守」
2.公共性の確保	「遵守」	2−1	「遵守」
		2−2	「遵守」
3.信頼性・透明性の確保	「遵守」	3−1	「遵守」
		3−2	「遵守」
		3−3	「遵守」
4.継続性の確保	「遵守」	4−1	「遵守」
		4−2	「遵守」

３．遵守状況の確認フロー図

①担当部署：遵守状況の点検及び報告書の作成
↓
②学長室会議、大学運営会議にて審議・承認
↓
③理事会にて審議・承認
↓
④日本私立大学連盟へ報告
↓
⑤本学公式Webサイトにて公表（ステークホルダー、社会への公表）

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

１．各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「１．自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	「私立大学ガバナンス・コード」（日本私立大学連盟）に定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則１－１

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	「Tsuda Vision 2030」（以下、「ビジョン」という。）を踏まえ2024年度～2027年度の4年間を期間とする「第2期中期計画」を策定し、構成員、保証人、卒業生のほか、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、本学の教育研究目的を明示するために、大学Webサイト上で公表している。 中期計画の策定にあたり、財務・事業計画会議で審議し、その過程で大学運営会議、教授会や事務局会議を通じて教職員が確認している。また、中期計画案は監事や内部監査室も確認し、適法性や倫理性の考慮だけでなく、顕在的、潜在的なリスクについても評価できる体制をとった上で策定し、理事会で審議のうえ、評議員会に諮問し、その結果を踏まえ、理事会で策定している。なお、「第2期中期計画」は、第2期認証評価結果を反映した「第1期中期計画」の成果・課題を踏まえており、計画の進展や外部環境の変化等に伴う計画の修正・変更ができる体制を整えている。 中期計画の実行においては、基本目標を定めるとともに、教学、人事、施設及び財務等、分野別に計画を定め、これらに基づく年度の事業計画のもと、職員人事強化、働き方改革、業務改善、ガバナンス機能の向上の実現に向け取り組んでいる。 中期計画の達成状況について、各年度の進捗を事業報告を通じて把握し、理事会及び評議員会に報告している。各年度の事業報告を本学Webサイトに掲載することで中期計画の達成状況、当該年度の教育研究活動、学校法人の運営全体への理解を得られるよ

	う努め、自律的な私立学校の運営に向けさらなるガバナンス機能の向上を目指している。 　以上のことから、当該原則を遵守している。

遵守原則１－２

　会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	大学の自主性・独立性を確保し、自律的な学校法人運営のため、理事、監事、評議員等、幅広いステークホルダーから多様な意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行えるようにしている。 　本学では、理事長等の業務執行範囲、理事会及び評議員会の議決事項を寄附行為及び各種規程（「学校法人津田塾大学の理事会及び理事長並びに津田塾大学の学長等が担当する業務の範囲等に関する規則」「理事会運営規程」等）で定め、経営方針の策定、管理の権限と責任を明確にするほか、執行と監視・監督の役割を明確に分離している。また、「内部統制システム整備の基本方針」を定め、同方針に従い理事・監事・評議員のそれぞれの役割が有効に機能する体制を確立している。なお、大学全体の法令遵守に向けた取組みとして、「大学運営方針」を定め、そのなかで「関係法令及び学則、大学院学則をはじめとする各種規程を遵守する」ことを明確に示し、役職者・教職員間で当該方針を共有している。 　建設的な協働と相互けん制機能については、「内部統制システム整備の基本方針」のなかで「経営に関する管理体制」「監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）」等を定め、理事会、監事、評議員会相互のけん制を有効に機能させ、協働的で自律的な学校運営を行う体制を確立している。 　以上のことから、当該原則を遵守している。

基本原則「２．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	「私立大学ガバナンス・コード」（日本私立大学連盟）に定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則２－１

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学は、建学の理念に基づき、大学及び大学院の目的を学則及び大学院学則に定めている。また、ビジョン及びそれに基づく中期計画のもと年度ごとの事業計画において学部・学科及び研究科の達成目標を明示するほか、学部及び研究科の目的に即した３つのポリシーを定め、これらに基づき教育研究活動を展開している。学部・研究科等の目的及び計画、３つのポリシー等については、Webサイト上で公表し、構成員のみならず広く社会に発信している。また、中期計画に基づき事業計画において重点事業を定め、経営資源が特定の分野に集中しないよう予算とともに管理している。 ３つのポリシーに基づく教育活動を展開し、学生の学習成果を向上させるため、「全学教務委員会」において開講科目のナンバリングとカリキュラム・ポリシーの関係を確認したTLO（Target and Learning Outcomes）を用いて科目の適切な配置及び教育効果を点検・評価することで教育の質を担保している。また、「全学入試委員会」では、全学科にて入学者の追跡調査等による選抜方法の妥当性の検証を行い、「全学将来構想委員会」において、中・長期的な観点から各選抜方式の妥当性を検討し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れを継続して実現するために選抜方式の見直しを図る体制を構築している。 こうした点検・評価に基づく改善・向上のプロセスを有効に機能させるため、「大学運営会議」を内部質保証の推進組織と位置

	付けている。各部局の点検・評価結果を「全学自己点検・評価委員会」が取りまとめ、学外者で構成する「外部評価委員会」の助言を受けて、「大学運営会議」が改善指示を出す体制を確立している。また、IR推進室を設置し、同推進室が取りまとめた各種アンケート、アセスメント結果を可視化し、教育研究活動のさらなる改善・向上に繋げている。 　大学の国際化、留学生の受入並びに派遣に係る施策については、「全学国際交流委員会」にて、ビジョン及び中期計画等に基づく全学的な方針を年度ごとに策定し、実施している。受入留学生については、その水準を維持するため、選抜方法・基準を明確にしている。また、日本語教育プログラムをはじめ、受入留学生の個々のニーズにあった学習の機会を提供するとともに、授業及び課外活動を通じて日本人学生とともに学び交流する機会を提供している。さらに、交換留学生に対してアカデミックアドバイザーを割り当てるなどの教職員体制や、寮・メディテーションルーム等の学内設備を整え、教育の質担保と学生支援の両立を図っている。派遣留学生については、留学に関連する学内制度を整備するとともに、協定の維持や学生ニーズの高い地域や学習分野に基づいた新たな留学先の開拓を継続的に行っている。また、留学前の段階から留学の目的や履修について確認し、かつ留学後に振り返りの機会を設けている。これらにより、学術的成果と人材育成の両立を図っている。本学及び海外協定校留学先からは、留学中に履修した科目についての成績証明書が発行され、在籍校で単位認定を行うことができる体制を整えている。 　以上のことから、当該原則を遵守している。

遵守原則２－２

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、地域・他大学・企業・団体と連携した活動を行う体制を整備している。社会連携及び社会貢献活動の実施にあたり「社会連携・社会貢献に関する方針」を策定し、同方針のもと全学的な「連携推進センター」を設置し、学生・教職員が主体となり、地方自治体、各種団体、企業との連携を進めている。ボランティア活動のうち学外学修として単位化されるものについては「学外学修センター規程」を定めている。また、大学の正規授業科目のうち、「総合」「女性学」（学芸学部）及び「社会実践の諸相」（総合政策学部）を公開講座と位置づけ、広く市民に対して学びの場を提供している。さらに、「津田梅子記念交流館」を開設し、「生涯にわたる自己実現をサポートするための生涯学習の場」等３点の基本理念のもと、「交流館プログラム」、展示、講演会等を実施している。行政機関、企業等との対話については、神宮外苑地区近隣機関交流会、渋谷区S-SAP協定、東京都・大学との定例懇談等を通じステークホルダーの理解及び信頼関係の醸成に努めている。 以上のことから、当該原則を遵守している。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	「私立大学ガバナンス・コード」（日本私立大学連盟）に定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則３－１

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学は、社会からの理解と信頼を得られるよう、常に法令を遵守するとともに、説明責任を果たし、幅広いステークホルダーとの良好な関係の構築に努めている。 大学のガバナンスを有効に機能させる監事機能の実質化に向け、『監事監査ガイドライン（私大連監事会議）』等を参考に「監事監査規程」を策定し、監事監査計画、監事監査報告書、監事監査報告その他の監事監査資料に基づき、監事監査の実効性を高めている。また、寄附行為に監事の選任及び解任等を定め、任期の空白や同時期に全員の入替りが生じないよう留意するほか、理事会及び評議員会において監事が積極的に意見を陳述できる体制を構築し、また監事に対する適切な資料・説明等の情報提供を行っている。なお、本学では内部監査室を設置し、監事監査支援体制を整備するほか、外部の弁護士、税理士・公認会計士、社会保険労務士と顧問契約を結び、外部の専門家から定期的に意見を聴取できる体制にある。 監事は会計監査人の選任議案を決定し、評議員会において会計監査人選任について審議、承認しており、本法人の会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能を実質化している。また、会計監査人が有効に機能するために、「監事監査規程」「内部監査規程」に基づき、会計監査人と監事、内部監査室による三様監査を実施している。なお、総務・財務担当業務執行理事と会計監査人との間で、四半期ごとの期中監査にて適切に情報を共有している。 以上のことから、当該原則を遵守している。

遵守原則３－２

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学は、学校法人としての執行、監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解を得、かつ各体制の実質化を図っている。 理事、監事、評議員、学長の選任方法は寄附行為、「理事会選任会議運営規程」「学長選考規程」等において定め、寄附行為については公式Webサイトで公開し、その他規程を学内文書管理システムにて教職員に共有している。 寄附行為等に基づく執行体制の実質化に向けた取組について、学長を代表業務執行理事とし、他に業務担当理事を複数名置くことができるようにして、実質的な業務執行を行える体制を構築している。「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備しているほか、学校法人の役員や学長等が担当する業務や理事・教職員の権限、職責及び範囲を規程で明示し、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備している。また、適切な学校法人運営にあたり、法令に基づく個人情報の保護のため、「個人情報保護に関する規程」を整備・運用している。 監視・監督体制の実質化に向けた取組について、各規程に基づき監事、会計監査人及び内部監査室による三様監査体制を確立し、相互けん制機能を有効に機能させている。また、監事監査については、監事独自に「監事監査ポリシー」を定め、監事の職務、役割について具体的に明記しているほか、同ポリシーにおいて「監事監査チェックリスト」定め、このチェックリストをもとに適切かつ十全な監事監査を実現している。監査業務の適正性を確保するために、「内部統制システム整備の基本方針」において、補助職員の配置を求めることができる体制となっている。そのほか、評議員会が法人の運営に関し、理事会に対して適切に意見ができる仕組や、本学に著しい損害を与えるおそれのある事実や、規程等に反する事項を発見した時に直ちに理事長及び監事に

	対して報告できる体制を寄附行為に基づき構築している。 　教職員の法令遵守、リスク管理等については、「コンプライアンス推進規程」「危機管理規程」を定め、「ハラスメント防止研修」「個人情報保護に関する研修」等、コンプライアンスに係る研修を継続して実施し、コンプライアンス強化に向け取り組んでいる。また、内部統制システムの構築について、「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、内部統制に関する規程を整備し、同システムの運営、確認、改善のサイクルを確立している。なお、内部統制システムについては、その適切性についての点検を行い、必要に応じ体制の見直しを行うこととなっている。 　ガバナンス体制及びその機能の実効性、有効性を維持するため、内部通報制度を設けている。「公益通報規程」に則り、通報者保護の仕組が整えられているほか、第三者機関による公益通報窓口を設置している。 　以上のことから、当該原則を遵守している。

遵守原則３－３

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学では、広く社会に対して継続的かつ時宜に適った情報公開を行うため、「情報公開規程」及び細目を定めている。また、SNSを利用しての情報公開については「ソーシャルメディア利用ガイドライン」を策定し、本学に所属する部局等が利用する場合の留意点について明示・共有を図っている。公正かつ透明度の高い情報公開ができるよう、本学公式Webサイトのほか、広報誌（学報）「Tsuda Today」を年３回発行し、紙媒体での情報公開チャネルを確保している（Webでも閲覧可能）。外部へ公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性を維持するため、特定の部署にのみ公式Webサイトの公開権限が付与され、年度ごとの更新についても当該部署から各部局に対し、迅速に対応するよう　依頼を行う体制となっている。なお、法令に定められた公表すべき情報（寄附行為、中期計画、決算書類、事業報告等）については公式Webサイトに掲載するほか、決算概要や事業報告を広報誌「Tsuda Today」に掲載し、広く社会に公表している。 公式Webサイトには、目的別に問合せ先又は問合せフォームを明示し、意見・質問等を幅広く受け付ける体制を整備している。また、受付けた意見等については、各部署等に伝達し、必要に応じ会議体にも共有し対応している。 以上のことから、当該原則を遵守している。

基本原則「４．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	「私立大学ガバナンス・コード」（日本私立大学連盟）に定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則４－１

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事会、監事、評議員会の機能強化に向け、理事会、評議員会の開催日は前年度中に周知し、参加率の向上を図るほか、理事会、評議員会に係る資料を事前に送付し、十分に確認したうえで各会議に出席できるよう配慮している。理事、評議員の定数は寄附行為に定め、理事会、評議員会にて学校法人の規模及び実質的な議論ができることを配慮した数としている。また、ダイバーシティ推進のために、ハラスメントの防止等に関する規程やトランスジェンダー学生受け入れのためのガイドライン制定、就業規則等の規程整備や体制の整備を行っている。加えて、本学内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事、評議員を寄附行為に基づき選任しており、理事会、評議員会ともに外部人材を積極的に登用し、多様な構成を実現している。また、大学運営の透明性を確保するため、外部の弁護士、税理士・公認会計士、社会保険労務士と顧問契約を結び、定期的な意見聴取を実施している。 健全で適切な学校法人運営に向け、理事、監事に対し、顧問会計士による研修会を実施した。また、監事については、文部科学省の研修会、日本私立大学連盟の監事会議（研修会議）及び大学監査協会の研究会議にも出席するなど、十分な研修機会を提供している。なお、学内教職員向けのオンデマンド研修を理事、監事及び評議員にも提供している。 以上のことから、当該原則を遵守している。

遵守原則４－２

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学の教育研究活動の継続性を説明するために、予算書、決算書、事業計画、事業報告書を公式Webサイトに公開し、広く社会に発信している。また、理事会で事業報告書、決算書が承認された後、評議員に事業報告書、決算書を送付し、定時評議員会で詳細な説明・報告を行っている。定時評議員会で出された意見は理事会へ報告し、本法人の運営に活かされている。 財政基盤の安定化・強化に向け、学生生徒納付金以外の収入の多様化を図るために私立大学等経常費補助金や科学研究費補助金獲得に関する研修、補助業務に取り組んでいる。特に、科研費調書作成セミナーや科研費説明会・研修会を毎年実施するほか、学内ピア・レビュー制度を実施し、教育研究支援課において外部資金のさらなる獲得を推進している。具体的には、教育研究支援事務室のWebサイトを開設し、外部資金の公募情報や研究支援関係の情報を公開し、ワン・ストップの研究支援サービスを展開している。なお、本学は収益事業を行っておらず、寄附行為に収益事業に係る規定は無いものの、本法人の決算と同時期に千駄ヶ谷キャンパスサービス株式会社の財務状況を理事会で確認している。 そのほかの収入の多様化に向けた取組として、中期計画において寄付金の強化を掲げ、2026年１月に募金管理室を設置し、遺贈の強化に向けたセミナーの企画、海外（米国）からの寄付スキームの円滑化に向けた改善、渋谷区ふるさと納税による学校法人支援への参加等、従来のステークホルダーからの寄付にとどまらず、広く社会から寄付を募る方策の展開に取り組んでいる。創立125周年記念事業募金において、本学のミッション・ビジョンの実現に向けた事業を明確にし、寄附者からの共感を得られる工夫を行っている。具体的には、女性のリーダーシップ発揮の場を作るため、生涯教育モデルの実現や女性キャリア支援、女性IT人材育成事業、国際化のさらなる推進事業を展開することを明示し、寄附者の深い理解の基づく寄付を受けられるよう取り組んでいる。

	教育活動の継続性を確保しつつ、有効な危機管理体制を拡充するために、「危機管理規程」及び危機管理マニュアルを整備し、危機等の発生を未然に防止する体制を整備し、不適切な事案が生じた　際に速やかな情報公開、再発防止が図れる状況となっている。また、情報システムの適切な運用にあたっては、「情報ネットワーク利用規程」に基づき、学内アカウント管理とそれに紐づくアクセス制限を適切に設定しているほか、「情報セキュリティポリシー」に基づき、[1.1][ko1.2]情報セキュリティ（CSIRT）メンバーによる委員会を定期的に開催し、組織体制の確認及び年度ごとに定めるCSIRT年間対応計画の状況報告を行っている。 ハラスメントの防止に向けた取組については、関連規程を整備すると共に、学内教職員向けにハラスメント防止のためのサイトを整備し、学内構成員への啓発を図っている。また、毎年ハラスメント防止のための研修会を開催しているほか、不定期にハラスメントに関するアンケートを実施し、防止のために必要な措置を講じている。 以上のことから、当該原則を遵守している。